

布施辰治と朝鮮共産党事件

川口 祥子

1. はじめに
2. 朝鮮共産党の成立とその解体
3. 朝鮮共産党事件の公判と布施辰治
 - (1) 朝鮮共産党事件公判とは
 - (2) 訪朝までの動向と朝鮮人の期待
 - (3) 朝鮮での布施の活動
 - (4) 東京に戻っての活動
 - (5) 再度の訪朝と裁判の経過
 - (6) 布施の裁判支援活動が残したもの
4. おわりに

キーワード：布施辰治、朝鮮民衆、朝鮮共産党事件

1. はじめに

布施辰治（1880～1953）は植民地期に朝鮮人の人権保護に尽力した数少ない弁護士の一で

ある。彼は1939年5月治安維持法違反容疑が確定して実刑判決を受け弁護士資格を失うが、戦後に弁護士資格を回復すると再びその没年まで在日朝鮮人に関わる数多くの事件の弁護を行ってきた。

布施辰治と植民地期朝鮮人に関しては戦後の伝記類⁽¹⁾でも触れられているが、それ以外の先行研究には年代順に以下のものがある。①金一勉「布施辰治弁護士と在日朝鮮人－忘れえぬ人権擁護の日本法曹人闘士・布施辰治」⁽²⁾、②水野直樹「弁護士・布施辰治と朝鮮」⁽³⁾、③松田十刻「布施辰治を巡る旅－「ある弁護士」に対する日韓の動と静」⁽⁴⁾、④李圭洙「布施辰治の韓国認識」⁽⁵⁾、⑤大石進「布施辰治の生涯と朝鮮」⁽⁶⁾、⑥後藤守彦「布施辰治の不屈」⁽⁷⁾、⑦山泉進「解題 布施辰治と朝鮮共産党事件」⁽⁸⁾等である。

(1) 布施柑治『ある弁護士の生涯－布施辰治－』岩波新書1963年

布施柑治『布施辰治外伝』未来社1974年

大石進『弁護士布施辰治』西田書店2010年 等

(2) 金一勉「布施辰治弁護士と在日朝鮮人－忘れえぬ人権擁護の日本法曹人闘士・布施辰治」

『日朝関係の視角』ダイヤモンド現代選書1974年

(3) 水野直樹「弁護士・布施辰治と朝鮮」『季刊三千里』34号 1983年夏

日本人の朝鮮認識研究の上で法律家を取り上げることの重要性を指摘し、布施と朝鮮人との関わりを彼の文章と朝鮮発刊の新聞資料を中心に、1923年最初の朝鮮訪問、関東大震災下朝鮮人虐殺事件、1927年朝鮮共産党事件での布施の朝鮮認識について分析している。布施が関東大震災時の朝鮮人虐殺を深く悲しみ、怒りをもった数少ない日本人の一人であったこと、朝鮮共

産党事件裁判において朝鮮の独立運動を正当なものとしていること、また政治的立場を越えて朝鮮人の運動を擁護しようと努めていること、日常生活レベルでも朝鮮人の権利擁護に努め、朝鮮人に対して常に誠実な態度を維持したことを高く評価している。

(4) 松田十刻「布施辰治を巡る旅」『別冊東北学』Vol. 4 2002年7月

(5) 李圭洙「布施辰治の韓国認識」『布施辰治と朝鮮』高麗博物館2008年

《한국근현대사연구》2003년 여름호 제25집掲載論文を翻訳したもの。

治安当局からは「赤色弁護士」、朝鮮人からは「社会主義・左翼弁護士」「人権・民衆弁護士」、特定党派的な立場からは「転向」問題、天皇制についての発言などを理由に低く評価される等多様な評価のある布施を、「東アジア近現代史」の立場、植民地民衆の立場

布施が朝鮮の人々を意識した最初の出来事は、「15歳くらいの頃日清戦争に従軍してきた帰還兵士が甲午農民戦争の農民軍を追い詰め虐殺する様を得意げに語るのを聞き、赦しがたい怒りと朝鮮人に対する同情をもつに至った」ことであると言われる⁽⁹⁾。また上京して明治法律学校在学中に一番うちとけて話したのは韓国と清国からの留学生であり、彼等は概して立身出世を思わず祖国の現状を憂える人々であったからだという⁽¹⁰⁾。

植民地期朝鮮に関して布施辰治が関わったと記されている事柄を、伝記・研究論文等から抽出しまとめると以下ようになる⁽¹¹⁾。

- ①1911(M44)？ 論文「朝鮮の独立運動に敬意を表す」検事局の取調べを受けるが不起訴論文内容？時期も？
- ②1919(T 8) 2. 8 朝鮮青年独立団宣言書に署名した11人のうち9人（崔八鏞、白寛洙、徐椿ら）出版法違反裁判の弁護
- ③1923(T 12) 7～8月朝鮮へ ①東京留学生らの思想団体北星会の夏季巡回講演会の中心弁士として10数回の講演 ②京城地方法院にて

義烈団事件金始頭の弁護 ③慶南金海での衡平社金海分社創立記念祝賀会出席

- ④1923(T 12) 9. 1 関東大震災 朝鮮人大虐殺の真相糾明のための活動
 - 9. 20 自由法曹団「変災中における鮮人殺害の真相及其の責任に関する件」決定、調査にのり出す
 - 10月初 東京の朝鮮人留学生「朝鮮人迫害事実調査会（朝鮮同胞罹災者慰問班）」結成 布施は顧問格で加わる
 - 12. 28 調査会の経過報告を兼ねる遭難同胞追悼会 東京雑司が谷の日華青年会館にて朝鮮人諸団体の主催 布施辰治と鈴木文治が追悼演説
- ⑤1924(T 13) 義烈団員金祉燮「爆発物取締罰則違反事件」（二重橋爆弾事件）弁護 東京地裁
- ⑥1925(T 14) 7月 朝鮮水害罹災民救援運動
- ⑦1925(T 14) 7月 朴烈・金子文子「大逆罪」で大審院に起訴 弁護
- ⑧1925(T 14) 10月 朝鮮人暴動を想定して行われた小樽高商軍事教練への抗議運動

から評価せねばならないとする。朝鮮との関係を布施の著作と新聞記事から年代記的に論証し、新資料「朝鮮旅行記」「朝鮮の産業と農民問題」をもとに布施の農村問題に対する認識を探り、日本の農村問題にも精通している布施が、植民地農業政策は日本の人口問題、食糧問題解決のためだけのもので朝鮮民衆の利益ではないと看破し、植民地支配の本質を把握していたことを実証している。植民地という暴圧体制の中で、被圧迫民族の利益を自ら代弁しようとする布施と朝鮮人の関係は日朝連帯闘争のかがみであると評価している。

- (6) 大石進「布施辰治の生涯と朝鮮」『布施辰治と朝鮮』高史明・大石進・李熒娘・李圭洙共著 高麗博物館発行2008年 孫である著者が2007年8月に行った講演録。
- (7) 後藤守彦「布施辰治の不屈」『只、意思あらば 植民地朝鮮と連帯した日本人』日本経済評論社 2010年「差別意識にとらわれず、独立運動・革命運動に立ち上がった朝鮮の民衆と連帯してきた人物の思想がどのように形成されたのか」という視点で三宅鹿之助、金子文子とともに布施辰治をとりあげ、布施の思想の核は「弱者、虐げられている者、差別されている者のた

めに尽くすという精神＝利他の精神」にあるとする。

- (8) 山泉進「解題 布施辰治と朝鮮共産党事件」明治大学史資料センター監修 山泉進・村上一博編『布施辰治研究』日本経済評論社 2010年
- (9) 大石進「布施辰治の生涯と朝鮮」22頁
- (10) 布施柑治『ある弁護士の生涯－布施辰治－』22頁
- (11) この表以外に次の2件にも布施が関わっているという記載があったので調べてみたが、今のところ確証は見つかっていない。
 - (1) 『東亜日報』1923. 8. 1 「布施氏義烈団弁護 이왕부터 조선사람에게 동정이 만다」
今回義烈団を弁護した布施辰治は以前から朝鮮人に同情心が厚く、上海での田中義一陸軍大将狙撃事件（1922年2月28日）を起こした義烈団員金益相の弁護も無料で行った、という記述がある。
 - (2) 後藤守彦 前掲書 95頁に「1922年には、信濃川水力発電所工事現場でおこった朝鮮人労働者虐殺事件の調査を行った」と書かれているが資料・出典等の記載はない。

- ⑨1926(T15) 1月 三重県木本町(現熊野市)
朝鮮人殺害事件の真相調査
1926(T15) 2.26~3.1 朴烈・金子文子「大逆事件」大審院特別法廷 3.25死刑判決
- ⑩1926(T15) 3月 朝鮮へ 全南羅州郡の宮三
面土地所有権確認訴訟の調査 当局の妨害で
訴訟にできず
関東大震災時の朝鮮人虐殺に対する「謝罪文」
を『朝鮮日報』『東亜日報』に送る
4月 上野自治会館で朝鮮事情講演会 ‘東拓
の合法的詐欺行為’
1927(S2) 9月 在日朝鮮人主催の朝鮮総督
暴圧政治批判演説会の弁士
- ⑪1927(S2)10月、12月 朝鮮へ 朝鮮共産党
事件(朴憲永ら101名)の弁護 日本から布
施辰治、古谷貞雄
- ⑫1929(S4) 在日朝鮮人労働産業犠牲者救援
会 崔承萬とともに発起人代表
- ⑬1930(S5) 7月 愛知で三信争議(鉄道工事
に従事していた朝鮮人労働者による賃金不払
い抗議ストを官憲が弾圧) 弁護
- ⑭1930(S5)11月 金漢卿らの治安維持法違反
事件 弁護
- ⑮1932(S7) 2月 劉宗煥・劉録鏡の私服刑事
殺害事件 弁護(陪審法廷で殺意がなかったと
認めさせる)

この略年表から布施が朝鮮と関わった事項の

うち日本植民地期のものが15項目(丸数字)あ
ることがわかり、そのほとんどが1920年代の出
来事である。

筆者はこれ等15項目の全てについて、その事
件・事項の内容と布施がどの様にかかわったか
を調査してきた⁽¹²⁾。本稿ではその中の⑩朝鮮共
産党事件をとりあげることにする。それはこの
事件が当時朝鮮において、1911年寺内総督謀殺
未遂事件の105人事件、1919年3.1独立運動時
の48人事件とともに朝鮮三大事件と呼ばれてお
り⁽¹³⁾朝鮮民衆が深く関心を持った事件であった
こと、さらに布施はこの事件の弁護活動のため
二度にわたって訪朝しているからである。

布施がこの事件の性質をどのように把握し、
いかなる弁護・支援活動を行ったのか、また当
時の朝鮮人は布施の活動をどのように受けとめ
ていたか、その両面を当時の朝鮮語新聞と布施
の著作から検討したい。これまで「布施辰治と
朝鮮人」について詳細に論じている水野論文・
李圭洙論文等においても、朝鮮共産党事件に関
しての朝鮮人側の反応についてはあまり論及さ
れていないので、朝鮮語新聞の社説を紹介しな
がら考察してみたいと思う。

2. 朝鮮共産党の成立とその解体⁽¹⁴⁾

1920年代の朝鮮ではさまざまな大衆運動が活
発に活動を繰り広げ、その発展の背景には社会

(12) 「布施辰治と植民地期朝鮮民衆—1920年代の弁護・
支援活動を中心に—」大阪大学外国語学部2010年度卒
業論文

(13) 1927. 9. 13『東亜日報』
半島近代史上三大事件の一／朝鮮共産党公判今日開廷
／三年만에相面된鐵窓裏의百一名被告／複雑한事件의
内容, 多端한活動의範圍／法廷에公開된空前의秘密史

(14) 朝鮮共産党成立の経過と活動については次の二冊
を参考にした。

・姜萬吉編 太田修／庵途由香訳『朝鮮民族解放運動
の歴史 平和的統一への模索』法政大学出版局2005
年

・高峻石『日本の侵略と民族解放闘争 朝鮮革命運動
史第1巻』社会評論社1983年

高峻石は「朝鮮共産党の創立が中国共産党より4年、
日本共産党より3年遅れたのはコミンテルンが海外の
共産主義者を主軸として統一党を建設しようとしたこ
とも起因するが、最大の原因は朝鮮国内の各共産主
義サークルの分派闘争のためであったといえよう」と
述べている(90頁)。また、朴哲河「国内民族解放運
動の活性化と新幹会運動」(前掲『朝鮮民族解放運動
の歴史 平和的統一への模索』所収)では1920年代の
共産党の問題点として「人的構成においてインテリゲ
ンチヤが大部分を占め、労働者・農民などの大衆の中

主義思想の受容があったと言ってよい。社会主義思想は日本・シベリア・満州・上海を通じて朝鮮に入り、特に「運動の形式・方法は北方から、理論的内容は日本から」と当時言われたように、日本へ渡った数多くの留学生から社会主義・無政府主義・トルストイ主義・国家社会主義など多様な理論が出版物・講演会等で紹介されたが、次第にマルクス・レーニン主義が主流をなしていった。社会主義グループは高麗共産党上海派（ソウル青年会）とイルクーツク派（火曜会）の国内組織、中立党、北風会、カエン党、スパルタクス団などがあり、合法的空間で思想団体・大衆団体を組織して社会主義思想を広めていった。

1920年4月11日に最初の労働者・農民運動の全国組織である朝鮮労働共済会がソウルで組織され、全国に20余りの支会と15000人の会員を確保し講演会、消費組合設立、労働・小作争議の調査・仲介の活動を行なった。1922年10月に社会主義者が中心になりソウルで朝鮮労働連盟会が結成されるとこれに合流し、1924年4月18日には諸団体がソウルに集まって朝鮮労農総同盟を創立した。朝鮮労農総同盟は「労働者・農民階級を解放し、完全な新社会の建設を期する」「団結の威力により最後の勝利を勝ち取る時まで資本家階級と闘争する」という綱領を掲げ、260余の労働者・農民運動団体が参加し会員数53000人余に達した。青年団体は1920年代当初ブルジョワの啓蒙運動論を基礎にしていたが、

1924年4月には朝鮮青年総同盟が結成され、社会主義系列が主導権を握るようになった。

朝鮮共産党を創立しようとする本格的な動きは、まずコミンテルンと国外朝鮮人社会主義者組織間で始まった。1922年のコミンテルン第四回朝鮮問題委員会の決定により、高麗共産党上海派とイルクーツク派の統合を前提としてコルビューロー（国際共産党極東部高麗中央局）が組織され、1923年辛鐵と金在鳳を国内に派遣し国内組織が作られた。しかし上海派とイルクーツク派のヘゲモニー争いにより成果はあがらず、1924年には再度コミンテルンの指示によりオルグビューロー（在ソ領高麗共産党創立代表会準備委員会）が結成され、同年鄭在達と李載馥を国内に派遣し党建設任務を伝えた。

一方朝鮮国内でも党建設の動きが進み、ソウル青年会グループは1923年2月に高麗共産同盟・高麗共産青年同盟を結成し、遅れて1925年4月17日にコルビューローの国内部系列である火曜会系を中心に北風派と朝鮮労働党の一部が連合して朝鮮共産党（責任秘書金在鳳）を結成し、その翌日に高麗共産青年会（責任秘書朴憲永）を組織した。朝鮮共産党にはソウル青年会の非合法前衛組織である高麗共産同盟は参加せず、あらゆる社会主義グループがすべて結集したものではなかったが、1926年4月にコミンテルン朝鮮支部としてコミンテルンの承認を受けた。朝鮮共産党は中央機構の中に金在鳳・金燦を中心とする火曜派と金若水を中心とする北風会系

で訓練された革命家が少数に過ぎなかった。日帝の弾圧に対処しうる効果的な戦略・戦術が欠けており、手工業的な運動方式などにより「小グループ的分派主義」という批判を最後まで拭い去ることができなかった。また、当時のコミンテルンなどの国際共産主義機関の指示を主体的に受け入れられなかったのみならず、これを実践するに至るには多くの限界を抱えていた」と記している（165～166頁）。どちらも「分派闘争」を問題点としているが、梶村秀樹は『現代史資料29朝鮮5』（みすず書房1972年）の解説で次のように指摘する（viii～ix頁）。

「朝鮮共産党の結成自体とそのごの活動が官憲の徹底弾圧のもとで、どれほどの困難について行なわれたものかは、十分に認識されなければならない。（中略）朝鮮共産党の内外に、「ソウル・上海派」、「火曜派」、「北風→ML派」に大別される母胎思想サークルごとの分派がなかなか統一されずにながく存続した重大な原因の一つとして、弾圧体制が人と人のつながりに頼っての秘密裏の手工業的組織形態を強いたことを、あげなければならない。」

植民地下非合法組織の困難さに言及する梶村の言葉にも留意せねばならないのではないだろうか。

との間の分派抗争があったが、『東亜日報』『朝鮮日報』『時代日報』などの言論機関をはじめとして各地区・職場に細胞を作り、朝鮮労農総同盟その他大衆団体にフラクション工作を行った。

しかし日本の議会で治安維持法が成立すると、勅令によって朝鮮においても「内地」と同日の1925年5月12日に施行され、朝鮮共産党はその適用を受けきびしく弾圧された。三回の再建・再組織の活動を経て1928年7、8月の大量検挙、1928年12月テーゼ以後1945年の解放までついに再建されることはなかった。その経過を要約すると次のとおりである。

①1925年11月22日 第一次朝鮮共産党事件

新義州で新湾青年会員が日本人警察官と朝鮮人弁護士を殴打する事件が起こり、この事件の調査過程で朝鮮共産党と高麗共産青年会関連文書が発見されたためその組織が警察に露出した。11月～12月に朴憲永ら関係者220人が検挙され、後に発生する第二次共産党事件と一緒に共同裁判に付される。新義州でおこったので「新義州事件」と呼ばれる。

②1925年12月15日 第二次朝鮮共産党の結成（姜達永党）

逮捕を逃れた金在鳳、金燦らが集まり姜達永を責任秘書とする第二次共産党を結成した。高麗共産青年会の責任秘書は権五高。この時期ブルジョア民族主義勢力との民族共同戦線の構想を打ち出し6.10万歳運動はその実践過程である。また朝鮮労農総同盟の朝鮮労働総同盟と朝鮮農民総同盟への分立準備を促進し、中国東北地方に「満州部」を、上海・ウラジオストク・日本に連絡部を組織するなど組織強化に努めた。さらに国内の共産主義運動の統一も促進し、1926年8月に高麗共産青年同盟と高麗共産青年会の合同が実現した（高麗共産青年会）。

③1926年6月10日 第二次朝鮮共産党事件

純宗の葬儀を契機に行われた6.10万歳運動

は朝鮮共産党のイニシアティブで計画されたが事前に発覚し、姜達永・権五高はじめ100余名の党員が検挙された。

④1926年9月 第三次朝鮮共産党の結成（ML党）

検挙を逃れていた朝鮮共産党中央委員金綴洙は国内外の既存の党組織を土台に高麗共産同盟と一月会の安光泉グループを引き入れて党中央を再建し、1926年11月には「正友会宣言」を発表して民族統一戦線の結成を主張した。1927年2月には「民族的単一共同戦線党の媒介形態」としての新幹会を結成する。しかし警察の弾圧と組織構成をめぐる内部分裂により党責任秘書は金綴洙・安光泉・金俊淵・金世鎔と変わり、国外組織では火曜会派とML派に分裂して対立し、1927年12月に李英らはソウル・上海派中心の党中央組織（「春景園党」）を結成した。

⑤1928年2月2日 第三次朝鮮共産党事件

第三次朝鮮共産党は分裂によって警察に露出することになり、1927年11月中旬から1928年2月までに全国的な大量検挙の旋風が吹き荒れ200余名が検挙された。

⑥1928年2月27日 第四次朝鮮共産党の結成

検挙の最中にも党大会を開き先進労働者出身の車今奉を責任秘書とする党中央を再建し、「朝鮮民族解放運動に関するテーゼ」を採択して政治闘争を重視するといった革命路線を鮮明にし、機関紙の発行にも力を入れた。

⑦1928年7月 第四次朝鮮共産党事件

1928年7月から8月にかけて170人余が検挙され、朝鮮共産党と高麗共産青年会の責任秘書であった車今奉、金在明などが警察の拷問により虐殺された。朝鮮共産党が事実上崩壊状態に陥った状況でコミンテルンは「朝鮮の農民および労働者の任務に関するテーゼ（十二月テーゼ）」を発表し、党を解体して新たな再建を指示した。党の「満州」総局と日本総局はコミンテルンの「一国一党の原則」指示によって解体

宣言を出した⁽¹⁵⁾。

3. 朝鮮共産党事件の公判と布施辰治

(1) 朝鮮共産党事件公判とは

朝鮮共産党事件公判とは、2で述べた1925年11月22日第一次朝鮮共産党事件「新義州事件」と1926年6月10日第二次朝鮮共産党事件「6.10万歳運動」の2回の事件で検挙された共産党員たち101人が治安維持法・出版法違反の容疑で合同起訴された裁判である。1927年9月13日に公判が開始され、翌28年1月14日に公判が終了し、翌2月13日に判決が出された。

1927年、布施は3月14日から4月2日にかけて二林蔗糖農民組合騒乱事件の弁護で台湾に渡り、そして10月6日～18日、12月17日～24日の2回にわたって朝鮮を訪れ朝鮮共産党事件公判で弁護活動を展開した。

(2) 訪朝までの動向と朝鮮人の期待

布施は第一回目の訪朝までに朝鮮の弁護士等と幾度となく手紙のやり取りを行っているが、その内容は「東京と京城の間(一)」⁽¹⁶⁾に詳しく記されている。まず最初は1927年6月22日付の弁護士李仁宛の手紙である。日程が未決定の状態です。「仄聞する所に依ると、暑中休暇中は暑いから暑中休暇後になどという裁判所側の意見もあるさうですが、九十余人の被告を蒸し殺すやうな獄裡に押し込んで置いて、暑中休暇中は暑いからなどといふ意見は、誠に聞き捨て為らぬ

放言だと思ひます」と憤り「今度の共産党事件には是非法廷に立って私の誠意を披露したい」と日程調節の準備を依頼している。また獄中の被告人たちにも「今度の共産党事件に就いては、在日朝鮮同胞の依頼もあり、亦先年渡鮮の折りの知人から弁護の懇囑もあり、実はさうした依頼が無くとも、兄等が何故に今回の共産党事件検挙を受けたのかを考ふる時、私は共産党事件の重大意義を掴むに強きものがあって、どうしても黙って居る事の出来ない私の勇躍があります」と述べている。次いで公判前に出張して弁論準備を整えることが出来ないで別紙弁護参考事件調書に「何んの遠慮もなく有り丈けの不平不満を記入」してくれるよう被告たちに頼んでいる。同時に西大門刑務所所長にも調書に記入させることの依頼状を出している（ともに7月25日付）。

開廷が8月25日に決まったので布施はその日に合わせて日本での仕事を調整していたところ、9月13日に延期となり公判第一日目には出廷できなくなった。そのため9月20日には出廷できるように再び調整し、李仁に「万一にも13日に間に合は無い為に、全然私が渡鮮しないものの如き誤解や誤伝のない様にして下さい」と念を押し、被告人たちにも同様の手紙を出している（9月1日）。

9月13日、極めて嚴重な警戒のもとで開廷となり、被告人の住所氏名と検事の控訴事実陳述が終わるとすぐに検事が公開禁止を要求した。ところが傍聴人を追い出した後、警察官や行政

(15) これとは異なる研究がある。

和田春樹・劉孝鐘・水野直樹「共同研究 コミンテルンと朝鮮—コミンテルン文書資料に基づく若干の考察」『青丘学術論集』18巻 韓国文化研究振興財団 2001年3月

従来の研究では、コミンテルンの「十二月テーゼ」によって「一国一党原則」が打ち出され、国外の朝鮮人居住者が1929年から30年にかけて居住国の党に加入することになったとされていたが、コミンテルンは

1925年にすでにこの指示をしており（「朝鮮の共産主義組織の当面の任務」）、「十二月テーゼ」によって「一国一党原則」が打ち出されたということはない、と述べている。

(16) 「東京と京城の間(一)」『解放』6巻21号1927年12月 石巻文化センター所蔵 布施辰治資料研究準備会編『植民地関係資料集vol. 1』2002年

9月28日までの書簡はすべて「東京と京城の間(一)」による。

官が特別傍聴人として入廷し裁判官の後ろに陣取ったり、私服警官が入廷して筆記するなどの司法権を侵害する問題が起こった。弁護団側はこの司法権侵害に対する抗議や裁判公開の要求、新義州地方法院予審中にソウルに移送された被告19人に関する手続きの不備、隔日開廷ではなく連日開廷の要求、病人の保釈要求等を行い、事実審理も進まない状態につき、布施の20日出廷を遅らせるように連絡している（9月22日付李仁）。しかし弁護団も一枚岩ではなく、他の弁護士からすぐ来るようにと催促する電報が来たりしたが10月6日に東京を発つと決める。そして次のように書き送った。

只今電報見ました。事件紛糾との趣甚だ憂慮に堪えません。尚京城電報によると、弁護人総辞任公判中止との事ですが、弁護人は辞任しても被告は辞任の出来ないことを考へると、被告諸氏のために一刻も早く行きたいと思ひます。又弁護人諸氏の取った態度を対社会的に意義付けるためには闘はなければならぬと思つてます。（中略）私は単なる弁護の為に行くのではなく、相当抗争する覚悟で行くのですから、そのことを伝えて置いて下さい。（9月28日付李仁宛）

実際この文面どおり、朝鮮にやって来た布施は、取り得る限りの様々な方法を駆使して抗争した。

では、迎える側の朝鮮では布施の訪朝をどのように受けとめていたであろうか。9月12日付『東亜日報』の社説「日本から来る弁護士諸君へ」には朝鮮人側の見解がよく示されているので紹介しておきたい。少々長い文だが全文を掲載する⁽¹⁷⁾。

(17) 1927. 9. 12『東亜日報』[日本에서 오는 弁護士諸君에게]

日本からは布施辰治以外に労働農民党から古屋貞雄

一、朝鮮共産党に関する裁判が明日開廷する。朝鮮社会の耳目はこの一点に集中している。当局者はあらゆる方面に注意を注いでおり、被告たちの家族はこの日を一刻千秋の思いで待っている。社会全体の関心もまた少なくない。

二、このような波動は朝鮮だけでなく日本においてもかなりの影響を与えるようだ。それで日本の労働農民党からは古屋氏を、自由法曹団からは布施・中村両弁護士を派遣することになった。我々は特に日本から来る弁護士にひとこと言いたい。今回の事件が治安維持法という日本と朝鮮に共通する法律によって裁断される以上、日本においてと同一程度に進行されねばならないのであるから、この点を特別に監視してもらいたい。したがって諸君は法廷において熱烈に公正のために闘い、法廷だけで不足ならば諸君が採用できる背景の勢力を頼って闘うことを望むのである。

三、今回の事件はその性質上朝鮮とか日本とかその地域によってその取扱いに違いをもたせることではないから、この点を最も力争せねばならない。司法官は行政官と異なり自己の法的良心があるというものの、いつもこのような重大事件になると国家の利益に関係するという点で行政官の干渉を非常に多く受け、その言われるままに非常に苛酷な処分を下すことがしばしばである。日本社会の世論に影響を及ぼすことの出来る諸君は、諸君の良心に立脚し、注意力を欠かさずにこの事件に向き合わねばならない。この点においては他人が願うまでもないことであるが、なお一層諸君の決意を強固にするために、この言葉を忘れてはならないのである。諸君の任務が監視にあるという点から、諸君がさまざまな

弁護士が9月11日に来てほぼ全期間朝鮮で弁護活動をし、10月20日には労働農民党から加藤貫一弁護士も来ている。

仕事を抱えていることは十分わかっていながらも、我々は諸君が裁判の全期間を通して京城に滞在されることを望む。

四、労働農民党の特派弁護士に対して特に言いたいのは、日本における無産階級運動の進行と朝鮮でのその運動がどのような関係を持つかということをも十分に理解すること、又秘密運動というものはすべての表面的運動が抑圧されている所に起こるということを理解して、日本においての無産階級の政治運動の進行において、その関係を特別に考慮することを望む。まとめて言うと、あらゆる自由が抑圧されている朝鮮では諸君が来ることは様々な点で歓迎するところであるので、諸君はどこまでも公正を期するために奮闘努力しなくてはならない。

この文面を読むと、朝鮮社会においてこの裁判への関心が非常に高かったことが伺われる⁽¹⁸⁾。実際、新聞には開廷以来毎日のように関連記事が掲載され、開廷当初や判決日等は多くの写真とともに何面もの紙面が費やされている。

上記社説の筆者が最も言いたかったことは、治安維持法という共通の法によって裁かれるのであるから朝鮮において特に不利益にならぬように⁽¹⁹⁾、また「国家の利益」という名のもとに行政官の圧力を受け重罰を受けぬように厳重に

監視してもらいたい、ということである。しかし結果としてこの心配は、これまでの義烈団裁判でもそうであったように、今回も残念ながら的中してしまっている。

さらに、法廷だけで不足ならば「諸君が採用できる背景的勢力を頼って闘え」ということは、日本の在野法曹の支援や日本の世論を喚起して闘えということではないかと思われる。また「秘密運動というものはすべての表面的運動が抑圧されている所に起こる」という表現は「朝鮮共産党の活動は特殊なものではなく、あらゆる自由が抑圧されている朝鮮の民衆の抵抗の声を代弁している」と言っているように受け取れる。

「四」の内容は少々わかりにくい表現が多いが、日本の無産階級との連帯、支援を期待していると読み取ってよいのではないか。

「三」の最後に記された、全期間滞在して「監視」してもらいたいという言葉の中に、布施・古屋等日本人弁護士に対する熱い期待がこめられているといえよう。

(3) 朝鮮での布施の活動

布施の訪朝予告記事は新聞に数回掲載され⁽²⁰⁾、京城到着日の様子は「秘密裁判は不法／共産党公判に力を尽くすぞ／入京した弁護士布施辰治氏談」という見出しで報じられた⁽²¹⁾。内容を見ると、8日午後7時に到着し弁護士団が準備し

(18) 梶村秀樹は『資料』東亜日報にみる朝鮮共産党事件と古屋貞雄(『朝鮮研究』153 1976年2.3月29頁)で以下のように記している。

「…公判自体が民族解放を切望する民衆の大きな関心を集めていたし、ブルジョア民族主義者も民族解放の目標への共感から、むしろ被告側に同情的な角度から注目を寄せていたようである。かくしてこの公判は、被告と弁護団を中心とする果敢な公判闘争により、波乱につぐ波乱の連続となった。それ自体がいわば民族解放闘争の一環として注目されるのである。」

(19) 水野直樹「治安維持法の制定と植民地朝鮮」(『人文学報』第83号京都大学人文科学研究所2000年3月)によると、朝鮮での治安維持法実施に対しては施行されると即刻朝鮮語新聞各社が社説で批判を行っている

る。その理由は「取り締まりはこれまでの制令第七号で十分であり、治安維持法によって思想・知識の研究が抑圧されるのは文化発展を阻害する」「社会の病的現象を解決せずに社会運動を抑圧するのはかえって過激運動を煽動するもの」等である。

(20) 『東亜日報』の報道ではこのようである。

9.12 [両弁護士 上釜 / 작야에 입경] 9.21 [布施氏等延着] 9.24 [布施弁護士 廿五日夜着京] 9.30 [自由法曹団과 連絡 / 普天下에 公開] 10.4 [入京할 布施氏 八일부터 立会] 10.5 [自由法曹代表특일에나 입경] 10.8 [布施氏 今夜入京 / 자유법조단의 특과원으로]

(21) 1927.10.10 『東亜日報』[秘密裁判은 不法/공산당공판에는 힘쓰겠소/入京한 弁護士布施辰治氏談]

た歓迎会では60余名の参加者から「凱旋將軍」のような歓迎を受けたという。新聞記者とのインタビューでは「朝鮮共産党公判は一部民衆だけが重大視しているのではなく、日本全体の各階級が皆重大視しているので、今回の私の訪朝は自由法曹団の特派とはいえ一団体の代表ではない」と述べ、公判の公開禁止、司法権侵害、隔日開廷をきびしく批判している。

朝鮮滞在中の布施の言動は逐次新聞で報道され、短い滞在期間に獅子奮迅の活躍をして朝鮮の人びとの期待に応えようとしていることがわかる。以下、『東亜日報』記事を中心にその動向を見て行きたい。

到着翌日の9日朝10時頃李仁弁護士とともに西大門刑務所を訪問し姜達永、金若水、李浩ら五名と面会し公判についての意見交換をした⁽²²⁾。

翌10日（公判第11日目）朝九時から弁護士団が長時間協議し、五項目（公判を毎日開廷すること／被告朴憲永を保釈すること／病中の被告全員を保釈すること／速記者を法廷に入廷させること／重要被告には供述書を自筆で記録して提出させること）を四人の代表（布施、古屋、李仁、韓国鍾）が矢本裁判長に提出した。回答は午後に行うとのことであったが、裁判所側は交渉中の五項目をほとんど拒否したので弁護士団は協議の結果再次要求することにした⁽²³⁾。

12日、布施、古屋、金炳魯、金泰榮の四弁護士は刑務所で二手に別れて権五嵩、姜達永、朴

憲永、曹利煥、白光欽等13人に面会し、唯一認められた自筆供述書を書かせて受け取ったり、事件についての聴取を行った。翌日も前回に続き布施、古屋、金炳魯、金泰榮、李仁の五弁護士が刑務所を訪問した⁽²⁴⁾。その間に「重要な結果が得られた」として、16日に被告五人（権五嵩、姜達永、全致瑄、洪惠裕、李準泰）が鐘路警察署高等係主任警部三輪和三郎、同警部補吉野藤造、同警部補金冕圭、同巡査部長大森秀雄を暴行凌虐流職罪で告訴した⁽²⁵⁾。代理人は布施辰治、古屋貞雄、金炳魯、許憲、金泰榮、李仁、韓国鍾である。発表に当たりこれは証拠の固まった部分のみであり、続いて第二次、三次の告訴を準備していると附言され、拷問事件に世論の関心は集中していった。

布施の入京を契機に演説会等が企画されていたがすべて禁止された。12日から三日間連続して午後7時に慶雲洞天道教教会にて法律戦線社主催「法律講話会」（演題「法律闘争と解放運動」布施辰治、「法律の解剖」古屋貞雄、「思想取締法俗について」金炳魯、入場料20銭）が開催予定であったが「演士が不穩」という理由で鐘路警察署により禁止となった⁽²⁶⁾。

13日には各思想団体が連合して「言論集会暴圧弾劾大演説会」を青年会館と公会堂の二箇所で開催予定であった。弁士は布施ら39人と予告されていたが当日に禁止となり、群集数百人が殺到して検挙者も1名でている⁽²⁷⁾。

(22) 1927. 10. 11 [被告를 面会／포시씨일행]

(23) 1927. 10. 11 [朝鮮共産党公判第十一日／長時間密議한 弁護士團／五個要求条件提出／午後까지 回答을 裁判長宣言]

1927. 10. 12 [交渉中の 五箇条項을 裁判長이 殆全部不応／요구조건이 대개불성공이되어 목적을 기어이 관철할 작정으로／弁護士團은 再次協議] [再次要求提出／매일개정거절리유는 구실뿐／弁護士團의 協議結果]

(24) 1927. 10. 14 [兩隊로 戶別訪問 面会被告十三人] 1927. 10. 15 [担任弁護士五氏 昨日에 또 被告訪問／전번방문이 중대결과를 얻게되어 이번에 변호

사오씨가 형무소방문／共産党事件과 弁護士活動 布施、古屋、金炳魯、金泰榮、李仁]

(25) 1927. 10. 17 [共産党被告五人／要路警官을 告訴／弁護士七氏를 代理人으로／昨日京城地方法院에 提出／滿目注視의 問題展開]

(26) 1927. 10. 12 [法律講和會／오는 십이일에／天道教紀念堂]

(27) 1927. 10. 11 [言論集会禁壓／弾劾演説計画／포시씨 입경을 기회로 하여／弁護士團과 各團連合으로]

1927. 10. 12 [今月十三日／弁士三十九人／청년회관과 공회당에서／言論集会暴圧弾劾大演説會]

1927. 10. 13 [今日兩所에 一時開催／言論集会暴圧彈

演説会は禁止になったが到着日以外にも歓迎会等が開かれており、鐘路署の警官が監視する厳しい状況下でも布施と朝鮮民衆との交流が行われている。

11日午後8時から一般社会の有志による布施氏歓迎会が明月館にて開催された⁽²⁸⁾。会費は50銭。法曹団体・思想団体・言論機関有志諸氏から工場の職工・女性運動団体の闘士・被告の家族まで150余名に達する盛況であったという。「無産階級の大多数が集まった場内の雰囲気は極度に緊張し、司法権侵害問題・言論暴圧弾劾演説会などが総て禁止された後の大きな会合であっただけに、我慢を重ねた激憤が爆発していっそう鬱憤が積もった雰囲気が漂っていた」と報道されている。

15日午後7時には明月館で弁護士六氏(布施・古屋・金炳魯・許憲・金泰榮・李仁)主催の被

告家族慰安会が開催された⁽²⁹⁾。被告家族以外に天道教・青年党・槿友会・新幹会・衡平社・青綵・労綵・農綵の代表にも出席を要請し70余名が出席して感慨無量で話を交わしたという。出席者最年長の朴一秉の父親が、「私たちは悲観するどころか無産階級のための運動で獄に囚われていることを光栄に思い、今日はお腹一杯いただきます」と謝辞を述べ、その飾り気ない言葉は全員を感動させた。

警官による拷問事件を告訴した段階で布施は一旦東京に戻ったが⁽³⁰⁾、朝鮮での活動について論考したものに「問題の朝鮮について声明す——東京と京城の間(二)」⁽³¹⁾がある。これは朝鮮滞在中に記したもので、部分的には新聞に「声明」として発表したもの⁽³²⁾をまとめたものである。

これによると布施は朝鮮共産党事件の真相を

効／개회전부 터공기는 매우 긴장／出演演士는 三十九名]

1927. 10. 15 [數百群集殺到로 大混雜演出／검거자까지 한명을내어／禁止된 彈劾大会]

(28) 1927. 10. 11 [布施氏 또 歡迎／일반사회유지들이]

1927. 10. 13 [興奮된 雰囲氣／말끝마다 緊張／참석한 회원 백오십여명／布施弁護士歡迎会]

(29) 1927. 10. 15 [弁護士六氏主催로 被告家族慰安会／십오일 명월관본점에서／各団体代表出席]

1927. 10. 17 [多數警官監視中／感慨無量한 情談／모인사람은 칠십여명／被告家族 慰勞宴光景]

(30) 帰途の16日朝大邱で下車して真友聯盟事件で大邱刑務所に服役中の方漢相・申宰模に面会している(『朝鮮日報』1927. 10. 18)。

真友聯盟事件とは無政府主義団体真友聯盟の方漢相・申宰模・金正根・徐東星・栗原一男・椋本運雄ら13名が治安維持法違反容疑で1926年8月に起訴された事件。真友聯盟は日本の無政府主義団体と交流があり、とくに方漢相が大逆事件で収監中の朴烈・金子文子と面会し義捐金を送ったりしたので大逆事件と結び付けて弾圧を受けたといわれる。

布施はこの事件の弁護もする考えであったが真友聯盟側が断わっている。その理由は「布施は朝鮮共産党事件で来ることになったのでそれを利用して来るのであって、誠意があるなら予審から弁護すべきだ。布施は共産主義、自分たちは無政府主義なので主義思想があわない」と記されている(『東亞日報』1927. 6.

14)。しかし布施は「朝鮮真友聯盟事件 栗原椋本両君連座事件の内容と経過」『労働運動』(第五卷第八号1927年8月)において「私は、是非此の奇怪なる事件の法廷に立つ考へで弁論届も送ったが、間に合はなかった」と記し、アナキズムの思想をもつことが治安維持法第一条違反と見ることの非を主張している。

(31) 「問題の朝鮮について声明す——東京と京城の間(二)」『解放』7卷6号1928年

石巻文化センター所蔵 布施辰治資料研究準備会編『植民地関係資料集vol. 1』2002年

それ以外に『法律戦線』にも書いている。「天に唾する総督政治の言論暴圧」(第6卷11号1927. 11. 1)「共産党事件の公判と私の再渡鮮について」(第6卷12号1927. 12. 1)「朝鮮共産党事件を審く」(第7卷1号1928. 1. 1)

(32) 布施滞在中の声明、談話等が多い。『東亞日報』には以下のものがある。

1927. 10. 11 [司法権侵害問題와 布施氏声明書]

1927. 10. 12 [公判公開를 絶叫／布施辰治氏의 声明書] [毎日開廷要求／거절리유모호／布施弁護士談]

1927. 10. 13 [布施弁護士 声明書發表／매일개정반대리유는／模糊曖昧한 口実뿐]

1927. 10. 17 [[暴圧과 專横을 政府当局에 抗議]／일본민중의 여론에도 호소／京城떠나며 布施氏談]

1927. 10. 18 [拷問警官事件／告訴理由는 充分히 成立／布施辰治氏声明書]

「単純な刑事事件ではなく総督政治の暴圧に対する一種の反抗戦」と捉え、「故に此の事件は総督政治に反抗せざるを得ない、朝鮮同胞全体の事件であって、現に法廷に立って居る百余名の被告諸氏だけのみの事件ではありません」被告諸氏は総督政治の暴圧に反抗する朝鮮同胞を代表した第一線の闘士が、敵の捕虜になっているやうなものだと考えている。さらに「公判進行に極度の紛糾を見たのもそのためであって、裁判は所謂眞の裁判と云ふよりは、寧ろ反抗戦の白兵戦場として衝突した司法の弾圧と被告及び弁護人の逆襲だった」と捉える。したがって弁護人の使命は「反抗の捕虜となれる闘士の奪還を期するにある」と主張する。

ここで言う「総督政治の暴圧」とは「認定専断の行政権を独専として立法権を左手に握ると共に、右の手には唯一の監視者であり批判者であらねばならない筈の司法権をも之を振り上げ」ていることである。しかも司法権が「総督政治の暴圧」に対する唯一の監視者・批判者の役割を果たし得ていないことを朝鮮民衆に知られぬようにするため、裁判を非公開に言論を統制していること、さらに、長期にわたる拘留は無産階級解放運動の第一線に立つ闘士の活動の自由を奪い、健康・生命をも危うくしているので、弁護人と被告は公開禁止解除を裁判所に迫るとともに早く結審させねばならないと述べ

ている。

(4) 東京に戻っての活動

朝鮮において警官による拷問事件の証拠・証人収集と二次三次の告訴準備が進められている時、東京に戻った布施は直ちに(10月20日)自由法曹団臨時総会を開き「拷問警官事件は人権蹂躪の人道許されない犯罪であるので厳正・迅速な起訴処分を望む」という総会決議を行っている⁽³³⁾。また朝鮮の新聞社に手紙を送付し「できる限り早く朝鮮に渡るが、それまでは朝鮮共産党事件の意義と公判の不当さを日本の無産階級に知らせるとともに、日本にいる朝鮮人同志と一緒に責任当局に三項目の抗議を行った」と抗議内容を記している⁽³⁴⁾。

10月28日には金漢卿(在日本朝鮮労働総同盟代表)・趙憲泳(新幹会東京支会代表)・朴洛鍾(大衆新聞社代表)とともに朝鮮総督府東京出張所を訪れ、滞在中の政務総監湯浅倉平に面会して、朝鮮共産党事件公判についての質問と抗議を行っている⁽³⁵⁾。その詳細は『東亜日報』に六回にわたって紹介されているが、公判中にもかかわらず総督・政務総監・警務局長の三人が京城に不在の件、裁判を京城地方法院に統一管轄した件、公判非公開、警官拷問事件等を取り上げ、「官憲が拷問によって事件を捏造するというのは総督政治の根幹に触れる問題」である

(33) 1927. 10. 22 『東亜日報』

[当局態度는 怠慢/裁判所反省要求/고소제기한 변호사측조치는 정당/심밀엄정한 기소처분을 바란다고/東京自由法曹団決議] 決議文は『法律戦線』6巻11号1927. 11. 1発行に掲載されている。

(34) 1927. 10. 24 『東亜日報』

[官憲의 不法을 暴露하고 三箇条를 当局에 抗議/ 다시 조선에 돌아오는 날까지 조선동지와 더불어 당국의 불법을 항의/帰東한 布施氏의 活躍] 抗議内容は ①総督・総監・警務局長は不在なのか空職なのか ②朝鮮総督政治に司法権の独立はあるのか ③共産党事件公判で暴露された人権蹂躪司法警察官告訴問題の責任追及

(35) 1927. 11. 6 『朝鮮日報』

[在東京代表团/湯浅総監에 嚴重抗議/경찰고문사건으로 항의적 질문/自由法曹団 布施氏도] 会談の内容は『東亜日報』1927. 11. 30, 12. 1, 12. 3, 12. 4, 12. 7, 12. 8に掲載 布施が湯浅倉平について述べたものに「総監時代の湯浅倉平氏」(『政界往来』12巻4号1941年4月)と「(仮)誠意の人 湯浅倉平氏についての思い出」(『布施辰治植民地関係資料集2(朝鮮・台湾編)石巻文化センター所蔵』)の二編があり内容は類似している。湯浅が警視総監であった関東大震災の時の会見と、政務総監時代のこの会見について語っており、立場・見解の違いは歴然としているが話し合いに応じる姿勢を「誠意の人」と評している。

と追及している。だが湯浅総監は「朝鮮統治は内地延長主義、朝鮮人の幸福のためのものであり、鐘路署の一二の警官の悪事で全体を見るのはまちがいだ。産米増殖計画も朝鮮人のためのもの」と総督府の原則論を繰り返した。

(5) 再度の訪朝と裁判の経過

朝鮮ではその後も連日、拷問警官事件の進行と朝鮮共産党事件証人申請に関する記事が掲載されていたが、11月15日に拷問警官の告訴は証拠不十分で不起訴となり⁽³⁶⁾、17日には申請していた49人の証人全部が却下された。そこで弁護団は「証人全部を却下するとは偏頗な裁判になることは確実」と矢本裁判長の忌避申請を行うことで抵抗した⁽³⁷⁾。12月3日に裁判長忌避申請も却下されたが弁護団は抗告しなかった。その理由は、抗告することにより裁判が遅延すると

被告の苦痛が増すと考えて、早い結審を選択したのである⁽³⁸⁾。この間拷問や長い獄中生活で重態となる被告が増えたが保釈請求をしても容易に許可されず、ようやく保釈された白光欽・朴吉陽はその直後に病死し、朴憲永⁽³⁹⁾は入院した。

公判再開が12月15日と決まり、以後裁判所側の方針は毎日開廷して早く終結する方向に変わった。11月25日から台湾に行っていた古屋弁護士は12月20日に朝鮮に戻ることになり、布施も12月17日に東京を立つことになった。警官拷問事件の抗告はまたもや棄却となった。

12月15日に開廷し、公判手続更新時に5分間公開されたがすぐ公開禁止となり、検事の論告・求刑となった⁽⁴⁰⁾。布施は19日夜京城に着き「長旅に疲れた体を休める間もなく法廷に出て20日21日に弁論を行い、東京に残してきた仕事が忙しいので21日の夜行列車で発った」と報じられ

(36) 1927. 11. 17 『東亜日報』

[拷問告訴 畢竟 不起訴/弁護士団 抗告手続/起訴証拠不十分の理由/事件進展 又復如何][「不起訴処分を 했으면 反証拠表示가 必要/拷問한것은 明白한 事實」告訴人 代理弁護士金炳魯氏談]
[起訴証拠全無/担任検事元橋氏談/극히 楞정한 태도를 보이더라]

(37) 1927. 11. 18 『東亜日報』

[証人申請 全部却下/裁判長忌避를 申請/証人再申請却下하는 法官態度보고/ 弁護士 退廷,公判에 大停頓]

(38) 1927. 12. 6 『東亜日報』

[共産党事件裁判長の 忌避申請은 却下乃己/기피할 理由가 없다는 것이 理由/ 共産党公判 今年内再開?][偏頗한裁判 할理가 萬無/기피신청각하한 理由와 益田陪席判事談][弁護士団의 熟議/抗告는 不申立? 시일을 延宕함은 도리어 피고에 고통/ 被告의 意見도 들어/今年内로 終結 /구형과 변론은][하루라도 速히 開廷할 予定 /관계 변호사 립회문제도 고려/矢本裁判長談]

(39) 朴憲永は發狂狀態ということで保釈になったが、そのように見せかけたのであった。

(40) 1927. 12. 7 『東亜日報』

[毎日開廷進行/개정일자도 쉬이 결정할터/裁判長矢本氏談]

1927. 12. 8 『東亜日報』

[共産党公判 十五日에 再開/각변호사에 기일통

지/裁判長은 亦是 矢本氏/二十八日까지 開廷/今年内로 結審][開廷劈頭論告/곧 변호사의 변론에 들어가/公判進行 一層緊張]

1927. 12. 9 『東亜日報』

[判決言渡는 明年一月中/쉬는 동안에 판결문 작성 / 서두는 共産党公判/代表를 選定弁論/변호사단의 변호방침 결정/緊張한 弁護士団 /拷問警官告訴事件 /覆審에서 審理中/抗告도 畢竟棄却/항고할 理由가 없다는 理由로/

1927. 12. 10 『東亜日報』

[裁判長과 會見/변호기타에 대하여 의문/共産党弁護士団 /布施弁護士 十七日 出發]

1927. 12. 13 『東亜日報』

[古屋弁護士 廿日內入京]

1927. 12. 15 『東亜日報』

[共産党公判再開/역시 방청금지중에 進行/弁護日割도 決定]

1927. 12. 16 『東亜日報』

[開廷된 共産党公判/被告家族知友雲集/오래간만에 열린 공산당사건 공판/공개를 기다리면서 피고가죽 운집/말로만 五分公開/鉄窓에 呻吟하는 [李在益, 申哲洙兩名] /保釈願 又復提出]

1927. 12. 17 『東亜日報』

[共産党公判 繼續開廷/박길양보석청원도 제출/昨日로 求刑完了]

1927. 12. 18 『東亜日報』

[共産党事件 昨日에 求刑?/작심칠일에도 계속개

ている⁽⁴¹⁾。古屋弁護士は最後まで残ることになる。公判は12月26日まで継続され翌1928年に持ち越された。

今回の訪朝で決定したかどうかは今のところ不明であるが、布施が主幹する月刊雑誌『法律戦線』の朝鮮支社が弁護士金泰榮・金炳魯・李仁らの協力により京城にできたということが12月27日付の新聞で紹介されている⁽⁴²⁾。

1928年は1月6日から開廷し、零下20度を越す極寒の中を被告の家族たちは傍聴を期待して裁判所周辺に集まっている⁽⁴³⁾。1月14日ようやく第一審結審を迎えた。翌15日の新聞には「鐵窓裡呻吟三個月星霜／裁判継続五ヶ月で終結／前後開廷四十八回／京城地方法院創設以来これほど退屈な公判はなかった」と裁判に対し批判的に記している。一方「獻身的に努力した担任弁護士諸氏／夜も昼も／変わりなく努力」と28人の弁護士を称え「報酬一銭ももらえないこの事

件のために遠く日本から布施・古屋・加藤弁護士が来て寝食を忘れて活動したことをはじめとして」と特筆している⁽⁴⁴⁾。

判決公判の日が決まるまで、新聞では多額の保釈金が問題となった。かなりの数の被告が求刑よりも拘留日数が多いため70人程度は出獄できるのではないかと予想している⁽⁴⁵⁾。

判決文作成中の2月上旬にはすでに第三次朝鮮共産党の検挙が始まっている⁽⁴⁶⁾。

判決日が2月13日と決定すると判決内容の予測、家族の様子、嚴重な警戒等についての記事が増えてくる⁽⁴⁷⁾。前日から傍聴券を求めて家族たちが列をなし、150人もの警官を警戒にあたらせて判決日に備えた。「言い渡しの刹那、沈痛な沈黙。冷水を浴びせられたような静けさ」と書かれているように、判決内容は予想以上に厳しいものであった⁽⁴⁸⁾。無罪はわずか12人、他は最高6年最低8ヶ月の懲役で、そのうち6人

정/内容은 掲載禁止
 1927. 12. 21 『東亞日報』
 [最高로 七年懲役/最下는 一年일뎃/판결언도는 내일중순경/共産党求刑과 推測]
 (41) 1927. 12. 22 『東亞日報』
 [兩日을 継続/布施氏弁護/고옥씨는 끝가지 분투할터/共産党公判 毎日開廷]
 (42) 1927. 12. 27 『東亞日報』
 [法律戦線支社 조경서씨가 경영해]
 (43) 1928. 1. 7 『東亞日報』
 [零下廿余度酷寒裡/被告親知 依然雲集/경계 엄중리 비밀재판 진행/共産党公判再開廷]
 (44) 1928. 1. 15 『東亞日報』
 [鐵窓裡呻吟三個月星霜/裁判継続五個月에 終結/司法權侵害等故障続出하여/前後開廷四十八回、開廷後初有事/共産党公判一審昨日終了] [獻身的으로 努力한 担任弁護士諸氏/밤을 새이고 날이 짧다고 하루같이 노력한 변호사] [弁護士慰勞會/십오일 국일 관에서]
 (45) 1928. 1. 18 『東亞日報』
 [朝鮮共産党事件 七十被告保釈可能/主要人物을 除한 外엔 大多数가/求刑보다 拘禁日數의 超過로/弁護士團手續準備/可能性充分 法院当局側觀測/理論보다 實際/內交渉도 進行中/력을 다 해 교섭을 할터/ 弁護士某氏談]

1928. 1. 19 『東亞日報』
 [共産党被告保釈은 保証金이 大難關/한사람 앞에 백원씩 잡아도/七千余圓의 巨額 /단 하루라도 일찍 나왔으면/피고 가족들의 열망대로/各弁護士最善努力]
 (46) 1928. 2. 4 『東亞日報』
 [鐘路署徹夜大檢挙 昨朝까지 廿四五人/嫌疑는 第三次共産党關係/?系統不問、範圍拡大/物的証拠 찾아 八方으로 大搜查/派閥을 超越 活動者網羅]
 (47) 1928. 2. 9 『東亞日報』
 [朝鮮共産党判決 來十三日로 決定/피고백일명중 두명은 세상을 떠났고 세명은 분리되고 구십오 명에만 언도/당日에는 公判公開/警戒一層嚴重/傍聴券도 發行]
 1928. 2. 11 『東亞日報』
 [又明日로 臨迫한 朝鮮共産党判決日/공개는 해도 처음부터는 아니들여/방청권은 구십장내외로 발행할터/予想되는 當日大混雜/警戒方針協議/대장 (大場) 감독서기 종로서방문]
 1928. 2. 12 『東亞日報』
 [隔夜한 共産党判決日/家族知友統々入京/새옷과 여러가지 준비를 마친 가족들은/삼년만에 나오는 피고 맞고자 속속상경/未決通算하면 出獄多數]
 (48) 1928. 2. 14 『東亞日報』

は求刑よりも重い刑であった。当日出廷した被告は96人で、予審と公判中に死亡した者が3人もいる。病気等で分離審理3人、海外亡命1人。控訴したのは3人のみで、67人が「今後月一回は面会に来て、世間と自然の推移も知らせてほしい」と頼んで服役することになる⁽⁴⁹⁾。

(6) 布施の裁判支援活動が残したもの

この裁判の意義と弁護士たちの活動を朝鮮人はどのように受けとめていたのであろうか。『朝鮮日報』の社説「共産党事件結審を見て」(1928. 1. 16)を読み改めて考えてみたい⁽⁵⁰⁾。

まず最初に、この裁判は検挙者数や起訴された人数の多さ、かかった日数の長さなど外形的な規模に驚くが、それよりも重大な意味が三つあるという。それは以下の三点である。①共産党事件自体が我々に提示した歴史的意味、②共産党自体の政治的活動よりも共産党公判が全社会の人心を鼓動させたこと、③弁護人の結束した抗争が職業的小ブルジョアジーの意識を離れて公正のためにいかに多くの暴露戦を継続したか、ということである。

続いて裁判の経過を回顧している。開廷一日目から検事の傍聴禁止要求により公開禁止となったにもかかわらず、私服刑事が潜入し筆記するなど司法権侵害問題が起り、これに抗議する法廷外の言論集会もすべて弾圧されたこと。次に弁護人側が提起した拷問警官告訴は不起訴であり被告人側の証人申請は棄却となったので裁判長忌避問題が起り、裁判が一時中断したこと等々を述べている。その後このように続く。

このように朝鮮の司法機関が警察行政の掣肘を受け最後まで暗黒裁判は一貫して継続したのである。われわれはここにおいて何を感じるか? 元から朝鮮内の政治がこのようであったの知らないわけではないけれども、この公判の実例は全社会の民衆にその意識をいっそう深く刻みつけることになった。言い換えると、この政治的裏面は、今回の公判期間を通して弁護人の終始一貫した正義の為の抗争が一層暴露の効果を大きくした。このことは実に今昔の感がある。共産党公判はここに結審となった。しかし今回の公判の影響は日が経つにつれて新しい記憶を加え長久に継続されることは疑いない。被告人の犯罪事実如何はまもなく判明するが、その内容は問題ではない。我々にとって問題となるのは判決に至るまでの政治的脈絡がどのようなものかを認識することにあるのである。

先に見てきたように判決内容は弁護人たちの意に反して厳しいものであった。しかしこの公判の意義は、弁護人たちが終始一貫して正義の為に抗争したことによって「政治的裏面」=警察行政の掣肘を受けている司法機関=総督政治の実態、を明らかにして朝鮮民衆の意識に深く刻みつけたことにあった、と社説の筆者は述べている。さらにこれは今までには見られなかったことであり、「今回の公判の影響は日が経つにつれて新しい記憶を加え長久に継続されることは疑いない」と記している。これは非常に抑制した表現であるが、言い換えると、裁判の経

〔朝鮮共産党事件判決／一刻三秋로 苦待中 午前十時半 開廷／절창살이로 부증올른 얼굴들／被告面면엔 凄壯한氣分／各項注意後判決文朗誦／여러주의사항을 말한 후／長時間判決文朗誦／言渡의 刹那 沈痛한 沈黙／냉수를 뿌린 듯이 고요해／被告面면엔 喜悲各異／最高六年、最低八月／無罪는 不過十二人／未決通算은 最多三百六十日／求刑보다 重한 六被告／被告와 面會後／좀처럼 보기 어려운 판결／担

任某弁護士談]

(49) 1928. 2. 16 『東亞日報』

[昨十五日正午까지 六十七人服役決定／공소작성한 피고는 세명뿐／共産党被告의 態度／今後の希望은 一月一次面會／세상을 등진 철창에 그리운 동지／세상와 자연의 추이도 알려다오／服役할 被告의 緊託]

(50) 1928. 1. 16 『朝鮮日報』 [共産党事件結審을 보고서]

過を見守ってきた朝鮮民衆の胸の中に、総督政治に対する抵抗意識がめばえ、それがじわじわと広がって行くことを予想していると読み取ってよいであろう。社説文中に布施辰治の名前は記されていないが、これまでの新聞報道から見ても「結束して、正義のために抗争した」28人の弁護人の中に布施が存在したこと、しかも彼が重要な役割を果たしてきたことは周知のことといえる。

布施は「朝鮮共産党事件を審く」⁽⁵¹⁾の中で「真の裁判」と自らの立場とについて次のように述べている。

一体「真の裁判」とはどんなものでせうか？

そもそも真の裁判と云ふものは、決して当の裁判官に所謂独断の認定を許すものではありません。その事件に対する社会の人心が、之を罰すべしとするならば、その社会の人心を承けて之を罰し又罰すべからずとするならば、そのとほりに之を罰しないのが、裁判官に許されるであろう、唯一の真の裁判なのであります。

そして特にこの事件のように全朝鮮の民衆が強い関心を持っている場合には、事件の真相と裁判を公開しなくてはならないと主張し、その結果、

全朝鮮の民衆が、此の事件を罰すべしとするならば全朝鮮の民衆の為に、之を罰すべしでありますし、又、罰すべからずとするならば全朝鮮民衆の名に依りて、直ちに全被告を釈放する事が「真の裁判の意義」で無ければなりません。

と結んでいる。この考え方は、戦後に起こった

法廷外の大衆行動（署名やはがき戦術）の傾向に通ずるようだとも言われているが⁽⁵²⁾、布施の言動はもはや法に基づいて行動する一弁護士の立場を越えている。裁判の非公開だけでなく、裁判に関する言論の自由をすべて弾圧するこの「暗黒裁判」に対して彼は次のように抗議する。

私共無産者階級は、残虐の限りを加へられた此の事件の被告達とともに、帝国主義的××支配者の暴圧下に在る被圧迫民衆として、所謂真の裁判の為に、之を抗議する権利を主張しなければなりません。（中略）

朝鮮の問題を朝鮮のみの特殊問題としない私共無産者階級のみは、全朝鮮民衆と共に、此度の共産党事件に対して、之を罰すべしとも、或は罰すべからずとも云ふ批判を為し得ますが、此の事件を所謂特別扱ひにすべしと云ふ彼等ブルジョア階級には、全然此の事件に対する批判の公平も裁判の権限も無いものだと言ふ事を指摘します。

まさに無産者階級の一人として、全朝鮮民衆とともに総督政治に抵抗する立場に立っているといえる。法廷の内でも外でも、日本に居る時も朝鮮に来た時も、「反抗の捕虜となれる闘士の奪還」のために全力を尽くした布施のこの裁判への思いが凝縮した言葉といえるであろう。

4. おわりに

以上見てきたように、布施は朝鮮共産党事件を「単純な刑事事件ではなく総督政治の暴圧に対する一種の反抗戦」であり「総督政治に反抗せざるを得ない、朝鮮同胞全体の事件」と捉えており、朝鮮人の独立運動を正当なものとしていた。そして弁護士として「反抗の捕虜となれ

(51) 「朝鮮共産党事件を審く」『法律戦線』第7巻1号 1928. 1. 1

(52) 森長英三郎『日本弁護士列伝』社会思想社1984年 67頁

る闘士の奪還」に全精力を注ぐとともに、自らも無産階級の一員という立場に立って、裁判を非公開にしてすべての言論を弾圧する総督政治を痛烈に批判する。このような日本人弁護士・布施辰治に対する朝鮮民衆の深い信頼感は、民衆の声を代弁しているといえる朝鮮語新聞の二つの社説にも表れている。

さらに被告であった人々との信頼関係も窺われる。

朝鮮共産党の主要人物の一人である朴憲永は、公判中精神に異常をきたしたとして保釈となったが療養中にソ連に亡命した。その後1933年朝鮮共産党再建運動中に逮捕され、第一回公判（1934年12月10日）で分離審理となった。この裁判に於いても布施辰治・古屋貞夫を弁護士として選任していたが、法廷で「布施は現在弁護権がない、古屋は台湾に滞在しており出席できない。弁護士として取り消さなければ開廷できない」と裁判長から告げられて選任を取り消している⁽⁵³⁾。

解放後の1948年9月朝鮮民主主義人民共和国が樹立されると朴憲永は第一副首相兼外相に就任したが、1953年8月3日逮捕され対外通謀の容疑で金日成により粛清された。布施の息子柑治は「病床の衰弱したF氏は涙を浮かべてこのニュースを聞いていた。朴憲永の容疑を信用しなかった」と記している⁽⁵⁴⁾。

また、布施辰治が2004年に韓国政府から建国勲章⁽⁵⁵⁾を追叙されたことはよく知られている。その功績概要は以下のとおりである。

活動地域 ソウル、日本 東京

功績概要 日本人弁護士として1923年義烈団員金始顕等が総督府官公署爆破を計画して逮捕されると彼の弁論を担当して公正な判決を迫り、1924年二重橋投弾義挙を挙行した金祉燮の弁論を引き受けた。1926年日本の天皇・皇族を爆殺しようという事件により逮捕された朴烈等の弁論を引き受け証拠不十分を理由に無罪を主張して弁論を行い、同年羅州宮三面民たちが東拓に払い下げられた土地の回収のために展開した長期間の土地紛争並びに農民抗争の調査を引き受け活動した。1927年朝鮮共産党活動により逮捕された権五高、姜達永等が日警の拷問・蛮行を暴露し告訴を提起したときその遂行を担当し、社会团体ならびに言論機関主催の講演会において社会問題を演題に講演するなどの事実が確認された。

ここにも朝鮮共産党事件弁護活動における布施の活動が明記されている。

布施の孫である大石進は著書『弁護士布施辰治』のあとがきで、2004年に韓国建国勲章を受賞し、2005年明治大学で受賞記念シンポジウムが開催され「このあたりから、布施に関する関心が、日本でもかすかに出てきたように思う。それまでは布施辰治は、日本においてほぼ忘れられた存在だった」と書いている⁽⁵⁶⁾。

治安維持法違反で有罪となり入獄したことのある布施は「十五年戦争の時代には完全に〔危険人物〕とみなされ、布施の親族は肩身のせま

(53) 『東亜日報』1934. 12. 22

（『而丁朴憲永全集』歴史批評社2004年 第4巻 日帝時期関連資料編646頁による）

(54) 布施柑治『ある弁護士の生涯—布施辰治—』61頁

(55) 建国勲章とは「大韓民国の建国への功労が明確であるか、または国基を強固にすることに寄与した功績が明確な者に授与されるもの」であり、これまでに同勲

章を授与された外国人は46人（2012年現在）いるが日本人は布施辰治が最初である。布施が追叙されたのは建国勲章愛族賞であり授賞内容は独立運動支援である。（功勲電子資料館褒章者功績調書 공훈전자사료관포상자공적조서 <http://e-gonghun.mpva.go.kr/> 国家報勲處功勲審査課）

(56) 大石進『弁護士布施辰治』西田書店2010年 307頁

い思いをさせられたようだ」と森正は記しており⁽⁵⁷⁾、『宮城県百科事典』(1982年)⁽⁵⁸⁾には布施辰治が宮城県出身にもかかわらず彼の人物項目自体が存在していない状態である。

韓国での顕彰の動きによって人々の関心が呼び起こされたということ、泉下の布施は喜んでいるのではないだろうか。

(57) 森正「布施辰治の事跡と研究の現代的意義—顕彰碑建立を機に」『法律時報』1994年1月

(58) 『宮城県百科事典』河北新報社 1982年